

令和 4 年 8 月 会 議
第 26 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

(閱 覧 用)

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開催年月日 令和4年8月25日

開催の場所 全員協議会室

出席委員

議席番号1番 森山謙治

議席番号2番 比留川スミ江

議席番号3番 笠間保一

議席番号4番 細谷則子

議席番号6番 多田平雄

議席番号7番 山崎弘子

議席番号8番 比留川晴雄

議席番号9番 鈴木洋一

議席番号10番 栗原良晴

議席番号11番 橋川利一

議席番号12番 加藤栄三

議席番号13番 新倉賢一

議席番号14番 古塩貞夫

欠席委員

議席番号5番 見上智

出席推進委員

第1地区担当 高橋重雄

第3地区担当 志澤輝彦

第2地区担当 内藤昭宏

傍聴人 0名

提出した議案

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請事案

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請事案

議案第23号 農用地利用集積計画決定事案

議案第24号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案

議案第25号 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願事案

議案第26号 綾瀬市農業委員会令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の
点検・評価案の承認について

議案第 27 号 綾瀬市農業委員会令和 4 年度最適化活動の目標の設定等案の承認
について

報告第 8 号 専決処分等について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議 事 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	浦 山	豊
次 長	青 山	清
総 括 副 主 幹	田 中	誠
主 査	椎 野	祐一郎
主 事 補	小 林	優

9時30分 開 会

○議長（古塩 貞夫君）（会長挨拶）

ただ今より第26回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。

本日、5番 見上委員におかれましては、所用のため、欠席の報告をいただいております。

したがいまして、現在の委員数は13名、推進委員は3名でございます。定足数であります
在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

日程3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、7番 山崎委員、8番 比留川晴雄委員
のご兩名にお願い申し上げます。

日程4、会務の報告をいたします。事務局より報告を願います。

○事務局（椎野主査）それでは、皆様のお手元に配布してございます諸般の状況報告及び
今後の予定事件名の一覧をご覧いただきたいと存じます。既に実施されております7月25
日から本日までにつきましては、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。今後の予定
について申し上げます。9月20日 審議案件現地調査、市内一円におきまして、第2班の
委員が出席される予定でございます。同日 第27回農業委員会 総会議案打合せ、農業委
員会事務局におきまして、会長、職務代理が出席される予定でございます。27日 第27
回農業委員会 総会、議会棟全員協議会室におきまして、委員全員が出席される予定でござ
います。続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の3ページをご覧ください。

当日総会分を申し上げます。法第3条許可申請1件 2,016平方メートル、法第5条許可
申請1件 221平方メートル、農用地利用集積計画決定3件 3,655平方メートル、引き続
き農業経営を行っている旨の証明3件 11,278平方メートル、引き続き特定貸付けを行っ
ている旨の証明1件 4,342平方メートル、法第3条届出3件 9,992.23平方メートル、
法第5条届出4件 444.79平方メートル、法第6条農地所有適格法人の事業等の報告1件
9,654平方メートル、合計17件 41,603.02平方メートルでございます。なお、右側の欄
に今年の案件累計を記載してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。
以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より日程5、議事日程に入り
ます。本日の議事日程につきましては、農地法第3条の規定による許可申請事案をはじめ、
総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願
いいたします。また、会議の進行に当たりまして、特段のご協力を賜りますよう、併せて

お願いいたします。

それでは、議案第 21 号、農地法第 3 条の規定による許可申請事案、整理番号 6 番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（椎野主査）総会議案書 4 ページ、5 ページをご覧ください。議案第 21 号、農地法第 3 条の規定による許可申請事案、整理番号 6 番でございます。申請地は■■■■■■■■■■外 1 筆、地目 畑、地積合計 2,016 平方メートルでございます。申請人である譲受人は 6 月総会の議案第 16 号、農地法第 3 条目的の買受適格証明願事案、整理番号 1 番の譲受人と同一人であり、今回不動産競売にて申請地が譲受人により落札されたため、申請されたものです。不動産競売にて落札された案件の場合、譲渡人は記載しないこととなっているため、空欄とさせていただきます。申請理由は、農業経営の拡大を図るためとのことでございます。権利の種類は、所有権の移転です。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地です。場所につきましては、5 ページをご参照願います。譲受人は、年齢■■歳、綾瀬市におきまして申請地隣に現所有地である自作の畑 469 m²を耕作し農業経営を行っており、申請地 2,016 m²を所有することにより地積合計が 2,485 m²となり、本市の下限面積である 20 アールを超えます。農業従事状況につきましては、耕運機等を保有しており、今後トラクターを購入予定です。農業従事者は、本人及び子の計 2 名、従事日数は 150 日です。補足になりますが、申請地の状況は下草が生えておりますが、耕運すれば作付可能な農地と思われます。申請地隣の現所有地は、サトイモ、トウモロコシ、枝豆等が作付けされておきまして、適正に農地として管理されております。今後申請地の取得後はトウモロコシの作付の拡大、新規でブロッコリー、キャベツを作付したいとのことでございます。申請人の現在地から申請地までの距離は約 24 キロメートルで、移動時間は約 1 時間です。申請人の子の現在地から申請地までの距離は約 3.6 キロメートルで、移動時間は約 10 分です。一週間の耕作予定日数は週 3 回程を予定しているとのことでございます。申請人は申請地から徒歩 5 分程の場所に 210 坪（700 平方メートル）の土地を申請人の母から相続しており、今後そちらに新居を構える予定があるとのことでございます。申請人の子も今年農業アカデミーを卒業し、申請人本人と子で農業に従事していくとのことでございます。本件が可決され、事務局より許可書を交付した後、裁判所にて所有権移転の手続きを行うこととなっております。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しておりません。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

現状は6月の総会の時に報告済みでございますので、調査の報告は改めてしません。意見等がありましたらご発言をお願いいたします。 11番 橘川委員

○11番(橘川 利一君) 勉強のためにお教え願いたいですが、不動産競売のために譲渡人を議案書に記載しないと先ほど説明があったんですが、根拠の規定がありましたらその辺を教えてください。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局

○事務局(椎野主査) 不動産競売の案件で譲渡人欄に記載しない事は、これについては、今まで届け出があった件も同様に不動産競売の案件について譲渡人は記載していないという事で、それについて同じような形を取らせていただいています。以上です。

○議長(古塩 貞夫君) 根拠法令はないかという事ですか。 11番 橘川委員

○11番(橘川 利一君) 今度で結構ですので、基本的に議案書を出す内容で慣例ですという説明ではちょっと理由が付かないので、よく調べてご報告ください。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局そういう事でよろしくお願ひします。 12番 加藤委員

○12番(加藤 栄三君) 6月の農地買受の審議の前に、■■■■さんにお会いしていろいろお話ししたときに、もう既に抵当に入っあっちこっち名義人が変わっているとちらっと聞きました。直に買えば良いじゃんと言ったんですが、誰が持っているか全然分からないとおっしゃっていました。

○議長(古塩 貞夫君) 現状はそういう事だそうです。記載しない根拠について、後日事務局調べておいてください。

○議長(古塩 貞夫君) 他に、意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号6番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。次の議題の参考人がまだ見えてないので、10分間休憩します。

9時45分から

9時55分まで

用集積による畑 12,682 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。申請地の近隣に利用権設定中の畑があり、設定後は一帯で耕作される予定とのことでございます。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター2 台を保有しております。農業従事者は、本人1名、従事日数は300日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告をお願いします。1番 森山委員

○1番（森山 謙治君）現地はきれいに耕運された状態になっております。使用借人は市の園芸協会にも加入し、意欲的に農業経営に取り組んでおられます。現地は農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第1班といたしましては、利用集積の継続に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言をお願いします。第1地区 高橋推進委員

○第1地区（高橋 重雄君）整理番号48番につきまして、ただいま1班の代表の方が言われた通り、現地は耕運状態でした。農地として適正に管理されておりました。使用借人は園協にも加入して熱心に取り組んでいられます。農用地利用集積の継続に問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号48番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号49番についてを議題といたしますが、本件については、■番 ■委員が農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に当たるため、本件審議の間、しばらく御退席をお願いします。

（■番 ■委員 退席）

○議長（古塩 貞夫君）ただいま、■番 ■委員が退席いたしましたので、現在の委員数は委員 12 名、推進委員 3 名です。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（椎野主査）総会議案書 12 ページ、13 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 49 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積 10,109.44 平方メートル、申請地は■■■■■外 1 筆、地目畑、地積合計 1,984 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 4 年 12 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成 4 年で通算 11 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、13 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は 300 日農業従事しておりますが、所有する農地の 6 割強を貸し付けており、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、年齢は■歳、耕作面積の 10,109.44 平方メートルは、自作の畑 8,125.44 平方メートル、利用集積による畑 1,984 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。申請地北側の隣地及び近隣に自作の畑を所有しており、申請地から道路を挟んで東側に利用権設定中の畑があり、設定後は一帯で耕作される予定とのことでございます。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機を保有しております。農業従事者は、本人及び妻の計 2 名、従事日数は 320 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告をお願いします。1 番 森山委員

○1 番（森山 謙治君）現地の状況は風よけとしてソルゴーが植えられ、ミニトマト、唐辛子、しし唐等が作付けされており農地として適正に維持管理されております。農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第 1 班といたしましては、利用集積の継続に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言をお願いします。第 1 地区 高橋 推進委員

○第 1 地区（高橋 重雄君）整理番号 49 番につきまして、ただいま 1 班の代表の方が言われた通り、現地はソルゴー、ミニトマト、唐辛子等が作付けされておりました。農地とし

て適正に管理されておりました。使用借人はグリーンセンター等直売を中心に熱心に農業に取り組んでいられます。農用地利用集積の継続に問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 49 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

（ 番 委員 入室、着席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、退席されていましたが、 番 委員が着席されました。現在の委員数は、委員 13 名、推進委員 3 名です。

次に、議案第 24 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 7 番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（椎野主査）総会議案書 14 ページ、15 ページをご覧ください。議案第 24 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 7 番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は 外 6 筆、地目畑、地積合計 1,050 m²でございます。内容といたしまして、租税特別措置法第 70 条の 6、第 1 項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、平成 31 年 4 月 26 日から令和 4 年 8 月 25 日まででございます。相続開始年月日は、平成 30 年 12 月 16 日で、今回が初回の証明願でございます。申請地は、市街化区域でございまして、平成 4 年 11 月 13 日に生産緑地に指定されております。場所につきましては、15 ページの案内図をご参照願います。申請人は、年齢 歳、農機具は、耕運機、トラクター、防除機等を保有しております。農業従事者は本人、妻、子、子の夫の計 4 名、従事日数は 260 日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。1 番 森山委員

○1 番（森山 謙治君）現地の状況は、ナス、サトイモ、落花生等が作付けされ、農地とし

て適正に管理されておりますので、第1班といてしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。2番 比留川スミ江委員

○2番（比留川 スミ江君）地域地元委員として発言します。18日現地確認を行いました。申請地7筆の作付け状況は第1班の代表より報告の通りです。現地は住宅に囲まれた市街地域内のことから周辺地域にも配慮し、農地としてきちんと管理していくことは大変ご苦労があると伺っております。また既に後継者もおられ相続した農地を、次の世代にしっかり継承していきたいとの事でした。この申請地の他にも利用集積等により作付けを増やすなど、意欲的に農業経営に取り組まれておられます。地元委員としては農業の継続意思も確認できますので、証明書の発行に問題ないと判断いたしました。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号7番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。

次に、同じく、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号8番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（椎野主査）総会議案書16ページ、17ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号8番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は■■■■外8筆、地目畑、地積合計4,282㎡でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、平成31年4月26日から令和4年8月25日まででございます。相続開始年月日は、平成30年12月16日で、今回が初回の証明願でございます。申請地は、市街化区域でございます。平成4年11月13日に生産緑地に指定されております。場所につきましては、17ページの案内図をご参照願います。申請人は、年齢■■歳、農機具は、耕運機、トラクター、防除機等を保有しております。農業従事者は本人、夫、子、子の夫の計4名、従事日数は260日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告をお願いします。1番 森山委員

○1番（森山 謙治君）申請地は只今整理番号7番に隣接しており、図面左側の■■■外7筆にはハウスが建てられ、苺の育苗が行われておりました。■■■につきましては、■■■のとの間の道路に沿って南北に苺の温室が建てられ、図面の右側には同じく苺の温室が2棟建てられております。申請地は農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第1班といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言をお願いします。2番 比留川スミ江委員

○2番（比留川 スミ江君）本件につきまして、前案件と同様に同日現地確認を行いました。第1班の代表より報告の通り、全棟とも苺栽培の温室で収穫期には摘み取り用となる温室と育苗ハウスに分かれています。どちらも現在は収穫期を終えて次への準備期間となっています。後継者の娘夫婦に支えられて、夫と共に苺栽培に積極的に取り組まれております。地元委員として、証明書の発行に問題ないと判断いたしました。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号8番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。

次に、同じく、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号9番についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（椎野主査）総会議案書18ページ、19ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号9番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は■■■■■■■■■■外5筆、地目畑、地積合計5,946㎡でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和元年7月26日から令和4年8月25日まででございます。相続開始年月日は、平成18年11月27日で、今回は5回目の証明願でございます。

ます。申請地は、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、19 ページの案内図をご参照願います。申請人は、年齢 ■歳、農機具は、耕運機、トラクター、防除機を保有しております。農業従事者は本人及び妻の計 2 名、従事日数は 150 日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。1 番 森山委員

○1 番（森山 謙治君）現地の状況は、19 ページの位置図左側の ■外 2 筆につきましては、サツマイモ、サトイモ等が作付けされております。右側の ■外 2 筆につきましては、南北に温室が 4 棟建てられており、申請地の中央を挟む道路から見て奥側の 2 棟につきましては、ぶどうが栽培されており、手前側の 2 棟につきましては、サトイモ、ネギ、キュウリ等の作付けされております。申請地は農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第 1 班といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。6 番 多田委員

○6 番（多田 平雄君）只今第 1 班代表森山さんからご報告いただきましたが、私もほぼ同じ意見です。道路を挟んで左側 ■と ■の道路よりの所、たぶん堆肥置場となっているかと思いますが、私の経験上とかくえらい草になってしまうと思うんですが、雑草等は見当たらず農地として支障のないような草の生え方で、管理は良くされていまして、証明書の発行に問題ないと判断しました。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 9 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。

次に、議案第 25 号、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願事案、整理番号 1 番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（椎野主査）総会議案書 20 ページから 23 ページをご覧ください。議案第 25 号、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願事案、整理番号 1 番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は[]外 3 筆、地目畑、地積合計 4,342 m²でございます。内容といたしまして、租税特別措置法第 70 条の 6、第 1 項の規定の適用を受けている農地について、同法第 70 条の 6 の 2 第 1 項の規定の適用を受ける特定貸付けを引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き特定貸付けを行っている期間は、令和元年 9 月 27 日から令和 4 年 8 月 25 日まででございます。相続開始年月日は、平成 21 年 12 月 21 日で、今回が 4 回目の証明願でございます。申請地は、市街化調整区域、農用地でございます。[]は、借人は[]様で、令和 2 年 8 月総会にて可決、[]は、借人は[]様で、令和 3 年 2 月総会にて可決、[]は、借人は[]様で、令和 4 年 1 月総会にて可決しております。場所につきましては、21 ページから 23 ページの案内図をご参照願います。申請人は、年齢[]歳、農機具は、耕運機 2 台、トラクター等を保有しております。農業従事者は本人及び妻の計 2 名、従事日数は 90 日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。1 番 森山委員

○1 番（森山 謙治君）申請地は[]ですが、現地はサツマイモ、青しそ、赤しそ、ナス、キュウリ等が作付けされております。[]はネギが作付けされております。[]は、耕運状態になっております。3ヶ所とも農用地利用集積計画に基づき、農地を適正に管理していると認められたので、第 1 班といたしましては、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明の発行に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。2 番 比留川スミ江委員

○2 番（比留川 スミ江君）地元委員として発言いたします。申請人宅を 18 日訪問しご本人に面会してまいりました。申請地は 3 つの地域で、先ほど事務局から利用集積の説明がありましたけれど、貸出する最初という対象年は深谷中の 2 筆は昭和 63 年、早川の 1 筆は平成 21 年、吉岡 1 筆は平成 16 年より、それぞれ利用集積により貸出農地として伺いました。申請人が寺尾地内の農地を年間 90 日ほど農業従事しておりますが、遠方に位置する農

地については従来から貸し付けを行っており、今後も引き続き貸し付ける事で納税猶予を受けたいとの事でした。一方借り受け人の三方はそれぞれ熱心な農業者で、現地は先ほど1班の代表の報告の通りいずれも農地としてしっかり管理しています。更に申請人につきましても貸し出しするだけでなく、農地の作付け状況等確認するなど特定貸付けを行うに当たり申請人と借り受け人に、これらの農地は適正に守られています。以上のことから地元委員としまして、証明書の発行に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願事案、整理番号1番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願いのとおり、証明することに決定されました。

次に、議案第26号、綾瀬市農業委員会 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案の承認についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（椎野主査）総会議案書24ページから32ページをご覧ください。議案第26号、綾瀬市農業委員会 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案の承認についてでございます。提案理由は、農林水産省経営局農地政策課長の通知に基づき令和3年度の活動計画に対します点検と評価の案を作成いたしましたので、その承認を求めるとでございます。25ページをご覧ください。農業委員会の状況につきましては、令和4年3月31日現在の、市内農地面積、農家数、農業者数、農業委員数等の状況についてでございます。26ページをご覧ください。担い手への農地の利用集積・集約化でございます。活動内容等については記載のとおりですが、令和3年度は目標を上回る解消となりました。今後も、担い手を中心に農用地利用集積を促進するため、後継者のいない高齢農業者等に対して農用地利用集積制度の周知を図る必要があると考えられます。27ページをご覧ください。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。令和3年度につきましては、1件の新規参入を実現いたしました。が、耕作者の高齢化等の問題もあり、引き続き新規参入を促進していく必要があると考えられます。28ページをご覧ください。遊休農地に

関する措置に関する評価でございます。活動内容等については記載のとおりですが、令和3年度は目標を上回る解消となりました。遊休農地解消のための活動の成果が表れ始めており、今後も継続した調査指導が重要になるものと考えられます。29ページをご覧ください。違反転用への適正な対応でございます。活動内容等については記載のとおりですが、令和3年度は0.36haの違反農地を是正させる等、遊休農地の解消同様に活動の成果が表れ始めております。違反転用は早期発見、早期指導が重要となることから、県と連携し、引き続き迅速な対応に努めて行く必要があると考えられます。30ページをご覧ください。事務に関する点検でございます。1の農地法第3条に基づく許可事務、及び2の農地転用に関する事務につきましては、申請書の提出があった場合には、申請書類の確認を行うとともに申請者からの聞き取り及び農業委員による現地調査を行っております。31ページをご覧ください。3の農地所有適格法人からの報告への対応につきましては、市内で耕作を行っている3法人から事業報告がされております。4の情報の提供等につきましては、1月から12月までの農用地利用集積計画決定事案で利用権設定されました賃借料について、市ホームページにおいて情報提供しております。32ページをご覧ください。上段の地域農業者等からの要望・意見及び対処内容につきましては、特にございませんでした。下段の事務の実施状況の公表等でございますが、総会議事録につきましては、農業委員会事務局の窓口で公開を行っております。また、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出は、特にございませんでした。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。 第1地区 高橋推進委員

○第1地区（高橋 重雄君）違反転用への適正な対応のところ、綾瀬市の中でいくら注意しても違反者の認識が薄く、改善に苦慮していると書いてあるんですが、私が農業委員の時3年前に、地域で違反転用があり今でもあるんですが、違反転用者に県の方に通告すると話をしたんですが、違反転用者はどうぞやってくださいと、県には文句は言われませんかと言われました。市の方でいくら言ってもダメな場合は県に通報しますと言って、県に行くと言ったけど、裁判にかけますという事になっていまして、県の方で何もしていないと思えますけど、違反転用したらしたもの勝ちになってしまいます。県の方で違反転用に行ったことがあるのか実績があるのかお聞きしたい。

○議長（古塩 貞夫君）事務局

○事務局（田中総括副主幹）昨年県央センターの職員と1件、違反転用の件で違反者宅に

伺いました。違反転用の強制代執行等の対応を検討しながら是正のお話をしたところであり、高橋推進委員さんのおっしゃる通りですが、改善に至らない状況で今年度につきましては、県央センターの担当が変わりまして、違反者への訪問指導はしていませんが、今後引き続き違反転用の是正に対応できるようにいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）他に、意見等はありませんか。 10 番 栗原委員

○10 番（栗原 良晴君）新規参入促進の所で、課題として参入希望者の条件に合う農地が少ないと課題があるんですけど、参入希望者はどういう農地を希望しているのか、どう足りないのかお伺いしたいです。

○議長（古塩 貞夫君）事務局

○事務局（田中総括副主幹）参入希望農地に自要件に合う農地は、春日原、東山の2反以上の農地を希望される方が多いです。理由につきましては、場所が良いことと園芸協会さんからご指導を頂きやすいことですが、まとめて確保することが難しいという事で記載してございます。

○10 番（栗原 良晴君）農地パトロールしていると結構荒廃地とか荒れた農地がたくさんあるから、今の話ですと春日原、東山でも結構ありそうだけど、課題の内容として面積と場所という事で要件がなかなか合わないという事がわかりました。

もう一つ、議題のたてつけなんですけど平成28年農地政策課長通知というのは、実施状況の公表というタイトルになっているんですけど、農業委員会の活動状況を農業委員会としてまとめてそれを公表するという、公表しなさいという事なんですか。というのは、農業委員会の会長さんがこれについての承認を求めるといふか、農業委員会の会長さんが事務局に、こういう活動の点検・評価を作りなさいと言って作った原案を農業委員会として、これでいいですかというたてつけなのか、政策課長は農業委員会がこれをまとめて公表しなさいと言っていることか。その辺がわかりませんが。

○議長（古塩 貞夫君）事務局

○事務局（浦山事務局長）今回の公表の根拠につきましては、農業委員会等に関する法律の中で、第37条の中で農業委員会の活動についての状況報告を公表しなければならないといった文面がありまして、それが義務付けになってございます。今回議案の方で提示していただいています点検・評価の根拠としまして、農林水産省の課長通知でございまして、これにつきましては同様なものを公表すべきか、という統一した書式で示させているもので、これに基づいて公表すべきといったものでございます。今回の手続きとしまして昨年度の

目標を立ててございますので、実績について事務局の方で整理させていただき、評価案もその実績に基づき掲載させていただき、会長と協議の上事務局に指示をいただき案を提出させていただいているところでございます。委員の皆様には内容をご審議頂き、その後公表させていただくといった仕組みとなっております。

○10番(栗原 良晴君) 一農業委員としては、自分が活動主体ですけど、自分がやったことがこれでいいとか悪いとか、自己評価するか、自己評価してこれが妥当か妥当ではないかどうかについて良いとか悪いとか、という風なとらえ方でいいのか。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局

○事務局長(浦山事務局長) 委員のおっしゃる通りで、自己評価で公表させていただきます。

○議長(古塩 貞夫君) 他に、意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。綾瀬市農業委員会令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案の承認について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、原案のとおり、承認することに決定されました。

次に、議案第27号、綾瀬市農業委員会 令和4年度最適化活動の目標の設定等案の承認についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局(椎野主査) 総会議案書33ページから36ページをご覧ください。議案第27号、綾瀬市農業委員会 令和4年度最適化活動の目標の設定等案の承認についてでございます。提案理由は、農林水産省経営局長の通知、農林水産省経営局農地政策課長の通知に基づき令和4年度最適化活動の目標の設定等の案を作成いたしましたので、その承認を求めるものでございます。令和3年度までは主に農業委員の活動目標を設定するものでしたが、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった最適化活動を確実に実施し、その透明性を確保するため、令和4年度から主に農地利用最適化推進委員の活動目標を設定するものに変更されました。ただし、目標設定する項目に大幅な変更はありません。今後は令和4年度から毎年度、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び目標の達成状況について点検・評価し、農業委員会等に関する法律第37条の規定によりその結果を公

表し、県知事に報告することとなりました。農林水産省経営局長の通知では令和4年度は目標設定初年のため、「4月以降迅速に」目標設定をすることとされていますが、令和5年度以降は毎年度3月末までに翌年度の目標を設定し、4月末までに公表し、県知事に報告することになります。また、令和4年度から毎年度、翌年度5月末までに、総会において、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況を点検・評価し、6月末までに農業委員会等に関する法律第37条の規定によりその結果を公表し、県知事に報告することになります。34ページをご覧ください。農業委員会の状況につきましては、令和4年4月1日現在の、市内農地面積、農家数、農業者数、農業委員数等の状況についてでございます。35ページをご覧ください。Ⅱ最適化活動の目標、1最適化活動の成果目標、(1)農地の集積につきましては、市の農業振興課と連携し、担い手への農地の集積、利用集積の増加を目指す計画でございまして、令和3年度の実績に基づき1.3haの増加を目標といたしました。(2)遊休農地の解消につきましては、新たな遊休農地を発生させないことを目標といたしました。36ページをご覧ください。(3)新規参入の促進につきましては、新規就農者の現状及び参入確保のための計画でございます。目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を目標にすることとされておりまして、0.5haの増加を目標といたしました。2最適化活動の活動目標(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標につきましては、記載のとおりとさせていただきます。(2)活動強化月間の設定目標につきましては、設定回数を2回とさせていただきます。例年春と秋2回行っている農地パトロールの結果を踏まえた是正指導や利用意向調査の実施を目標とさせていただきます。(3)新規参入相談会への参加目標につきましては、今まで実績がないことから、来年度以降の検討事項とし、特に目標は設定しないことといたしました。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の説明が終わりました。それでは、この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。10番 栗原委員

○10番(栗原 良晴君)聞き漏らしてしまいました。最適化活動の目標の今年度の新規集積面積どうやって通知が出ているのでしょうか。1.3ヘクタール

○議長(古塩 貞夫君)事務局

○事務局(椎野主査)新規集積面積につきましては、令和3年度の新規集積面積をおおよそ1.3ヘクタールでした。それを目標とさせていただきます。以上です。

○10番(栗原 良晴君)令和3年度の1.29ヘクタール、これは例年と比べて特異な数字ではなくて、目標として前年並みとなると、前年が0となると0になっちゃうかなと思い、

ちょっと聞いたんですけれど、何か2、3年か5年10年の目標値があって、それを参照して決めるという事ではなくて、たまたま今回は前年並みという事で決めたということなんですか。

○議長（古塩 貞夫君）事務局

○事務局（椎野主査）現実的な数値という所で、昨年の数値を選定させていただいた形になります。

○10番（栗原 良晴君）わかりました。

○議長（古塩 貞夫君）他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。綾瀬市農業委員会令和4年度最適化活動の目標の設定等案の承認について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、原案のとおり、承認することに決定されました。

ここで専決処分に入る前に、先ほど冒頭で議題を延期してまいりました、議案第22号の審議をしたいと思います。参考人が見えているようです。

それでは、議案第22号、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号7番についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（椎野主査）総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。議案第22号、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号7番でございます。申請人である譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。申請地は[REDACTED]、地目登記 田、現況 畑、地積 221 m²でございます。転用目的は資材置場、転用理由は資材の効率的な保管のためとでございます。場所につきましては、7ページをご参照願います。土地利用計画につきましては、別冊で配布してございます資料1に申請図面等でお示ししてございますのでそちらをご覧くださいと存じます。この転用に伴います工事の概要は、主に転圧及び砂利敷き施工で、工期は許可日から60日間でございます。周辺への防除対策としましては、東側・西側隣地の境界に安全鋼板を設置し、土砂の流出を防止します。南側隣地は敷地内砂利敷き転圧処理により、土砂の流出を防止します。北側隣地は住宅のブロック塀が設置されており、土砂の流出の恐れはありません。雨水は敷地内砂利敷き転圧処理により浸透処理します。また、資料1の5ページにピンク色で申請地を、緑色で進入通路を表示

しておりますので、併せてご参照願います。申請地より公道へ出入りするには、駐車場を通り抜ける必要があり、綾瀬市が所有する土地については土地賃貸借契約を、近隣を通行する際は承諾を得る書類の提出がございました。申請地は市街化調整区域・農用地外であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による「第2種」農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告を願います。1番 森山委員

○1番（森山 謙治君）現地はサトイモ、キュウリ、いんげん等が作付けされており、図面の右側の河川沿いには農業用倉庫が建っております。今回の許可申請事案につきましては、第1班として転用はやむを得ないものとして、許可妥当と判断しました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今より、申請のありました、XXXXXXXXXX、地積 221 平方メートルの農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

○参考人（XXXXXXXXXX）譲受人のXXXXXXXXXXは土木業、建築業が主で、拠点は事務所兼居宅を藤沢市石川に設けていますが、綾瀬の工事現場が多く年間10件弱くらい工事をしています。数年来置場がないと自宅兼作業場通常一戸建てなので、なかなか資材を置いたり車を置いたりできないので、探してくださいと数年前から依頼を受

けていました。譲渡人は当社の代表と何十年來の仲で、いろいろ相談に乗っていたんですけど、家庭菜園にしてもなかなかうまくいかないところであって、有効利用の話が数年来ありました。そんな関係から譲渡人譲受人の縁が結び、今回の話に至った次第です。土地とすれば、土木業ですから資材の搬入搬出だと心配されますが、北側の隣に1件住宅があると、それ以外は譲渡人の駐車場、東側が蓼川、南側が長尾さん、以外は譲渡人の所有地だという所から騒音、振動、臭気対策等で営業時間、出入りの時間含めて近隣に迷惑が掛からない、ぜひとも土地だという事でその土地を選定しました。利用計画は、ほぼ土地と先ほどの駐車場は段差がなくて、見た目平坦と考えます。測ると10cm位対象地が高くなっていますが、ほぼ平坦と見える現状で、現状は家庭菜園として使っていますけれど、ほぼ平坦と見えるところです。工事の計画から砂利とか砂、建築廃材、残材、脚立、そういうものの処理、各工事現場で発生した余材の処分に困っていたので、置く場所を設定したいという事で砂利、砂に各30平方メートル、脚立とか道具に40平方メートル、作業スペースに70平方メートル、合計で221平方メートルです。使い勝手が良く計画で大体このように本人と相談の上おさまりました。周りの土地と本地は段差がなく平坦ですので、土砂の流失が考えにくいところです。近隣に迷惑が掛かりにくいところです。敷地内は砂利敷きの転圧処理をして、雨水は浸透処理とします。従いまして段差がないことから勾配を付けなくて、土砂の流失が外に漏れないように前提にありますけれど、東側22メートルと西側が18メートルありますが、安全鋼板を横倒しにしたもので土砂流失対策として60センチの塀を設ける形にしたいと、北側は長尾さんの庭との間にブロックがありますので、それで土砂の流失が防げます。南側が出入り口になりまして、6.8メートルを出入りとして、砂利の転圧を強固にしてチェーン張りに考えています。工期に関しては許可後2か月間位で考えています。隣接耕作者と周辺地域への説明状況については、北側が長尾さん、あとは譲渡人の所有地と、XXXXXXXXXXさんという方には、出入りも兼ねて工事計画についてはお知らせ済みです。施設の管理計画は、チェーン張りと通行の公道から奥まったところにありますので、夜間等はチェーンの防犯対策で十分と考えています。加えて、一番の問題は南側の敷地の出入口の5.8メートル公道までが土地利用計画図、公図を見て頂けるとわかりますが、譲渡人XXXXXXXXXXさんの駐車場としている所有地を通って始めて公道に接続できると、ここが一番の問題かと思えます。その間に市の水路と雑種地があります。3筆あり民地と市の所有地とXXXXXXXXXXさんの土地と、この3筆を通らないと公道に接続しない形状になっております。市の水路については、先般市と土地賃貸借契約書

締結済です。それから通行承諾書と新倉勝美さんの使用承諾書を申請に加えました。通行が関係各所を通り実際使えるようになった次第です。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。第2地区 内藤 推進委員

○第2地区（内藤 昭宏君）聞き逃したのかもしれませんが、参考人の自己紹介はされましたか。

○参考人（ ）の と申します。失礼しました。よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）他に、参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。

それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。申請されましたこの案件につきましても、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。13番 新倉委員

○13番（新倉 賢一君）地元委員として発言します。許可申請地は事務局並びに第1班の代表の森山委員から報告がありましたが、重複する部分があるかと思いますが、ご了承賜りたいと思います。8月12日に現地確認を行いました。譲渡人との面会に関してはコロナ過で控えさせていただき、電話にて聞き取りを行いました。許可申請地は譲渡人が管理されておりまして、ナス、ミニトマト、キュウリ、サトイモ等が作付けされておりまして、今後の農業経営につきましてお伺いした所、夫婦揃って高齢となりまして体力気力の衰えを感じており、農業経営については難しいというお話しでした。また、長男夫婦は同居ではなく相模原市内に居住されているという事で、農業経営は非常に難しく転用して土地活用を図りたいとのことでございます。先ほど参考人の説明もありましたが、許可申請地の北側に民家、東側は蓼川河川、西側の隣接地は駐車場、南側がドックランそういった

たものが既に転用されています。事務局の説明がありました通り、第2種農地に該当しており転用可能な農地であることから、地元委員といたしましては農地の減少は残念ですが、高齢で健康上の問題或いは、家庭の状況を鑑みますと転用はやむを得ないと思います。以上です。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号7番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のどおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、報告第8号、専決処分等についてを、議題といたします。事務局長より報告を願います。

○事務局長（浦山事務局長）それでは、議案書の37ページをご覧ください。専決処分等について、1の「転用届出に係る事務処理」でございます。本件につきまして、農地法第5条第1項第7号の規定による届出が4件ございました。綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりましてご報告いたします。農地法第5条第1項第7号の規定による届出、整理番号14番から17番までの4件でございます。転用の内容は、14番から16番までの3件につきましては、住宅敷地への転用で、地積合計435.71㎡でございます。17番につきましては、道路への転用で、地積合計9.08㎡でございます。専決処分に付した日付けは、それぞれ記載のとおりでございます。次に、議案書の38ページ、39ページをご覧ください。2の「農地法第3条の3第1項の規定による届出」でございます。整理番号2番から4番までの3件でございます。この届出は、相続により農地の権利を取得した場合、「その農地のある農業委員会にその旨を届け出なければならない。」と農地法に規定されており、届出があったものでございます。届出人・届出地等は、それぞれ記載のとおりでございます。次に議案書の40ページをご覧ください。3の「農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の事業等の報告」でございます。「農地所有適格法人が農地を所有し、その農地又はその法人以外の者が所有する農地を耕作若しくは養畜の

事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない」と規定されており、その提出があったものでございます。1の法人の概要につきましては、名称、株式会社アヤセグリーンファーム。経営面積は、15,480㎡で綾瀬市及び藤沢市で耕作の事業に供しております。常時従事者は、代表者1名、議決権の数は500株、議決権の割合は100%でございます。2の事業の種類等につきましては、露地野菜を生産しており、売上高は令和3年の実績が5,214,007円、令和4年度の見込みは700万円でございます。3の利用権の設定を受けた農地につきましては、記載のとおりでございます。以上、専決処分等の報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これもちまして、報告第8号、専決処分等についてを終わります。以上もちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。これもちまして、第26回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

11時25分 閉会

1 項の規定に基づく農地所有適格法人の事業等の報告」でございます。「農地所有適格法人が農地を所有し、その農地又はその法人以外の者が所有する農地を耕作若しくは養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない」と規定されており、その提出があったものでございます。1 の法人の概要につきましては、名称、株式会社アヤセグリーンファーム。経営面積は、15,480 m²で綾瀬市及び藤沢市で耕作の事業に供しております。常時従事者は、代表者1名、議決権の数は500株、議決権の割合は100%でございます。2 の事業の種類等につきましては、露地野菜を生産しており、売上高は令和3年の実績が5,214,007円、令和4年度の見込みは700万円でございます。3 の利用権の設定を受けた農地につきましては、記載のとおりでございます。以上、専決処分等の報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。


（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第8号、専決処分等についてを終わります。以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。これをもちまして、第26回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。


11時25分 閉会

綾瀬市農業委員会会議規則第19条第1項の規定によりここに署名する

綾瀬市農業委員会議長

古塩 貞夫 

綾瀬市農業委員会委員

山崎 弘子 

綾瀬市農業委員会委員

比留川 晴雄 